

第3期遠野市地域福祉計画

(平成28年度～平成32年度)

健やかに人が輝くまちづくり

平成28年3月

遠野市



はじめに

本市では、平成20年に5年を計画期間とする「遠野市地域福祉計画」を、平成25年に3年間を計画期間とする「遠野市地域福祉計画2013」を策定するとともに、社会福祉法人遠野市社会福祉協議会が同時期に策定した「遠野市地域福祉活動計画」「遠野市地域福祉活動計画2013」と連携し、地域福祉の推進を図って参りました。

今回、これまでの取組や遠野市社会福祉協議会と共同で開催した地域福祉懇談会などで寄せられた意見を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする第3期地域福祉計画を新たに策定しました。

本計画は、第2次遠野市総合計画基本構想（平成28～37年度）及び前期基本計画（平成28～32年度）における「大綱2 健やかに人が輝くまちづくり」を推進するため、地域福祉全体を包含する計画として位置づけるものであり、各福祉関連計画及び関連施策との一体的な運用に資するとともに、住民主体の地域福祉の推進を図るうえでの基本的な考えを示すものとなります。

地域では、人口減少、高齢化率の増加、核家族化や少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加、ひとり親家庭等の増加などにより、地域社会の機能の低下やコミュニティの希薄化が懸念されていることから、本計画では、「ワンストップの福祉サービス」「地域福祉コミュニティの充実」「地域福祉の総合的推進」「安心安全な福祉によるまちづくり」の4つの基本目標を定め、地域福祉を推進して参ります。

本計画策定にあたりましては、多くの市民の皆様や関係機関・団体の皆様に地域福祉懇談会などに参加いただき貴重なご意見、ご提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後の本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

遠野市長 本田 敏秋

— 目 次 —

第1章 地域福祉計画の策定について

1	地域福祉と計画策定	1
2	地域福祉計画の位置づけ	2
(1)	第2次遠野市総合計画基本構想・前期基本計画	2
(2)	地域福祉活動計画	4
(3)	主な関連計画	4
(4)	各計画との関係図	5
3	地域福祉計画の期間	6

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

I	第2次遠野市総合計画前期基本計画	7
1	健康づくりの推進	7
(1)	健康づくり活動の推進	7
(2)	医療体制の充実	10
2	地域福祉の充実	10
(1)	地域福祉活動の充実	10
(2)	高齢者の生きがいづくりの推進	12
(3)	介護予防・介護サービスの充実	13
(4)	障がい者福祉の充実	16
3	子育て支援の推進	18
(1)	少子化対策・子育て支援	18
(2)	児童・母子等福祉の充実	20
II	地域福祉懇談会	22
III	福祉施設・福祉団体等懇談会	23

第3章 地域福祉の基本的な考え方

1	地域福祉計画の基本理念	24
2	施策の基本目標	24

第4章 地域福祉の推進

1	ワンストップの福祉サービス	27
2	地域福祉コミュニティの充実	29
3	地域福祉の総合的推進	32
4	安心安全な福祉によるまちづくり	33

遠野健康福祉の里運営審議会委員名簿	35
-------------------	----

第1章 地域福祉計画の策定について

1 地域福祉と計画策定

福祉という言葉からは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活保護など対象者ごとに区切られた法律や制度によって提供される福祉サービスの内容を思い浮かべることが一般的に多いと思われます。これは、貧困者などの生活を保障し、心身に障がいのある人々の援助などを行って社会全体の福祉向上をめざす「社会福祉」の制度がややもすると行政から地域住民への公的扶助を基軸とする支援の形をとってきたという戦後からの制度の歴史的背景があります。

その様な歴史の中で、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざし助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送られるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努める必要があると考えられるようになり、平成12年（2000年）に社会福祉事業法が社会福祉法に改正・改称されました。

これにより、社会福祉法第1条の目的規定に新たに「地域における社会福祉（地域福祉）の推進」が加わったほか、第4条に「地域福祉の推進」の規定が設けられ、地域福祉を推進する主体と目的が明確にされました。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第4条により「地域住民」自身が“地域福祉の担い手”として明確に位置づけられ、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む、住民参加による福祉のまちづくりが求められることになりました。

また、社会福祉法第107条により各市町村では「地域福祉計画」の策定を、第108条により各都道府県では「都道府県地域福祉支援計画」の策定を進めることになりました。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉計画の位置づけ

(1) 第2次遠野市総合計画基本構想・前期基本計画

第3期地域福祉計画は、第2次遠野市総合計画基本構想（平成28～37年度）及び前期基本計画（平成28～32年度）にもとづく当市の基本理念と将来像を実現するため、「大綱2 健やかに人が輝くまちづくり」における地域福祉全体を包含する計画として位置づけるものであり、各福祉関連計画及び関連施策との一体的な運用に資するとともに、住民主体の地域福祉の推進を図る上での基本的な考え（福祉を切り口としたまちづくりビジョン）を示すものとなります。

また、総合計画では施策の推進における基本的考え方を大綱2で「保健、医療、福祉の連携を図りながら、遠野型地域包括支援システムを推進し、全ての市民が、心身ともに健やかで、いきいきとした人生を過ごし、助け合いながら輝くまちづくりに取り組みます。」と位置付けており、第3期地域福祉計画においても、この考え方を踏襲して、地域福祉を推進するものとします。

第2次遠野市総合計画基本構想・前期基本計画

【基本理念】：遠野スタイルの創造・発展

遠野スタイルとは、「地域の特性や資源を活かすこと」「市民が主体性を持つこと」「自分たちのまちをより良くしようと行動すること」を基調に展開するまちづくりであり、同時に、持続可能なまちづくりの仕組みを創造しようとする市民と行政の協働活動そのものです。

特に、東日本大震災において、人と人の絆、地域と地域のつながりにより、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことも「遠野スタイル」の姿です。

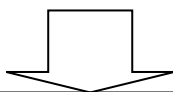
【将来像】 永遠の日本のふるさと遠野

「永遠の日本のふるさと遠野」は、自然と共生しながら、人々が健やかに輝き、活力にあふれ、ふるさとの文化を育み、市民一人ひとりの郷土への誇りと愛着と熱意によって、みんなで築くふるさとです。

悠久の時を越えて継承してきた遠野らしさを生かし育むとともに、その魅力を積極的に発信することにより、「永遠の日本のふるさと遠野」を創造します。

大綱2 健やかに人が輝くまちづくり

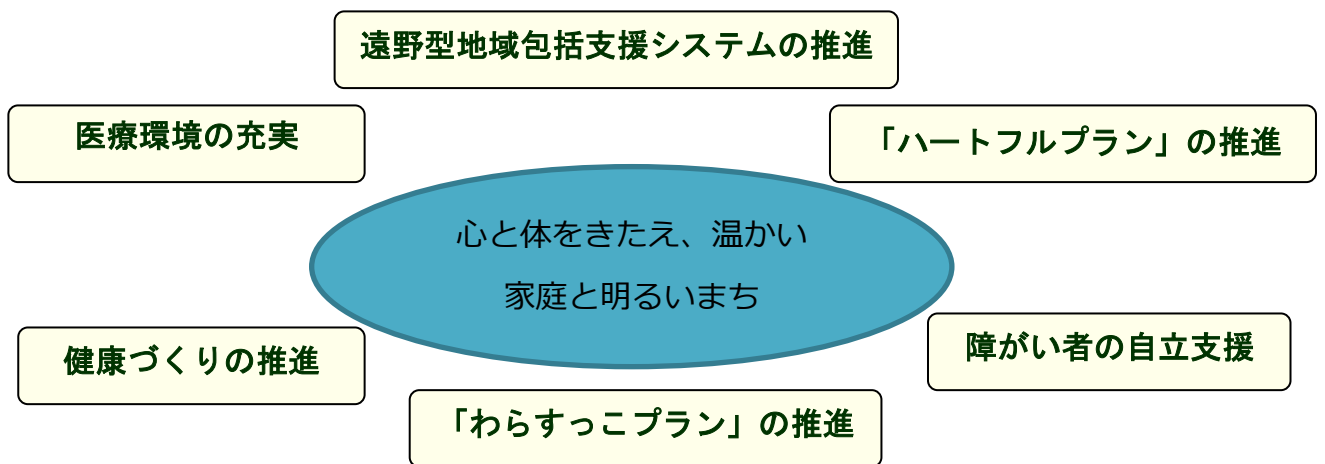
心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまちをつくれます。



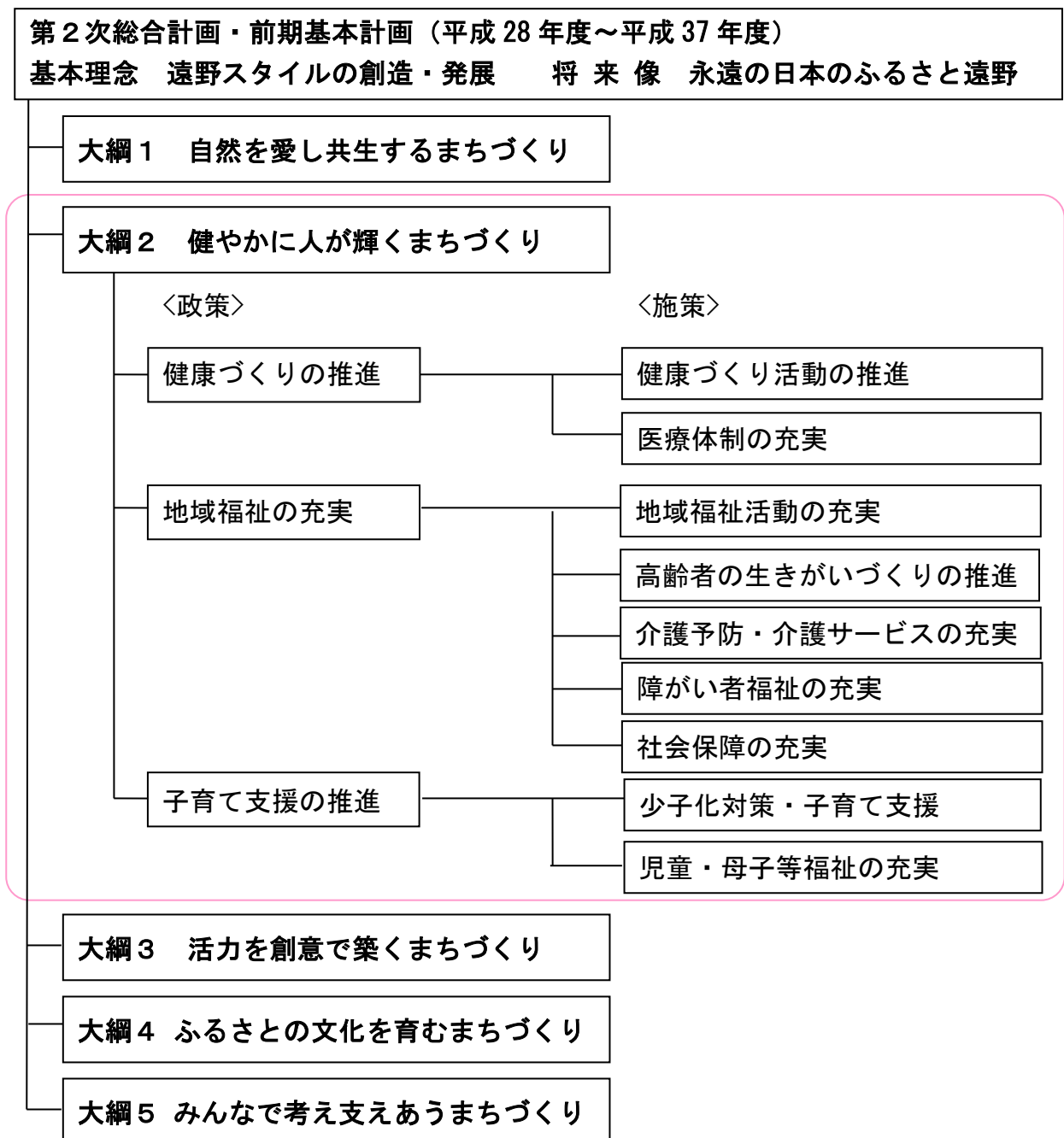
福祉を切り口としたまちづくりビジョン

地域福祉計画の策定

【基本構想における大綱2の方針】



【前期基本計画における大綱2の政策・施策】

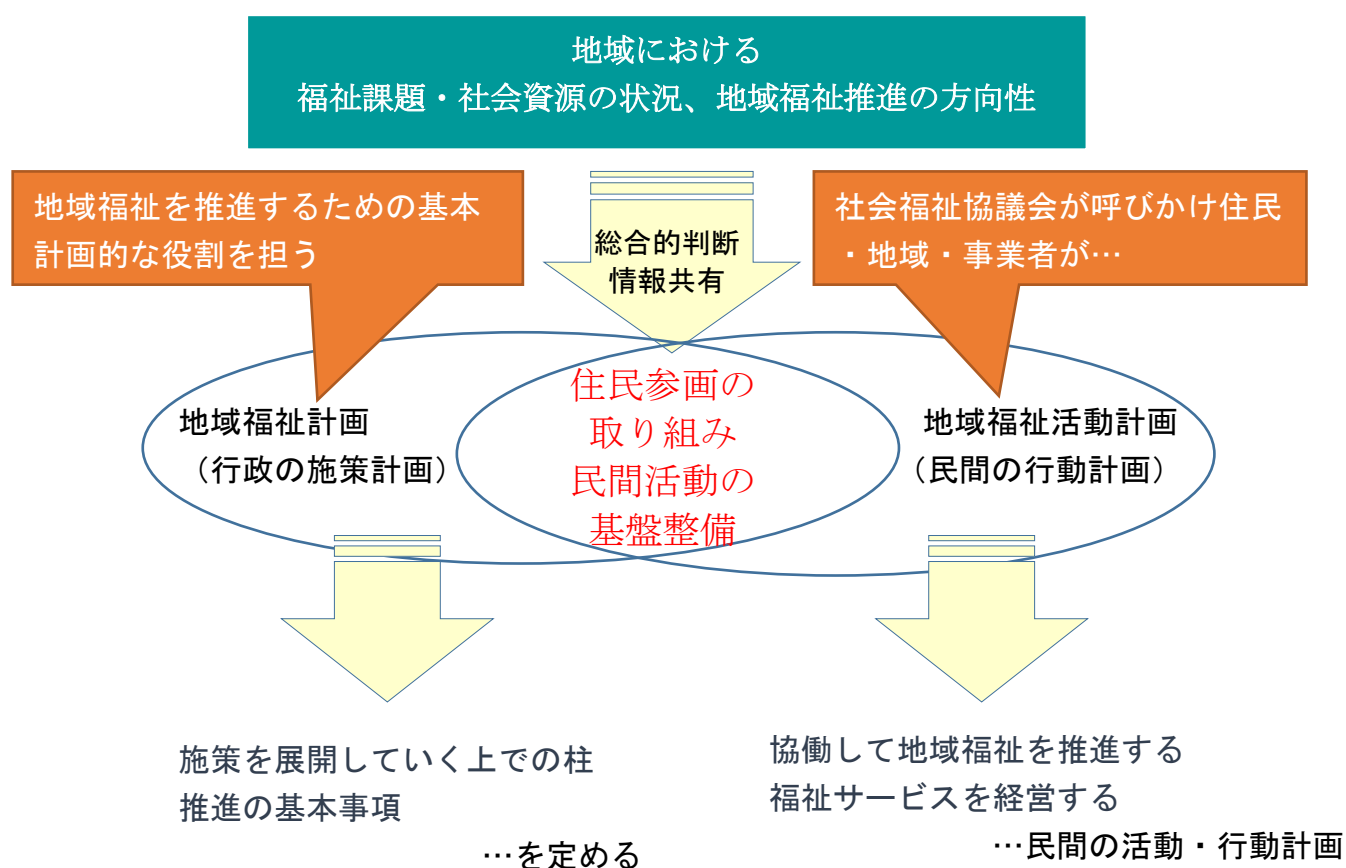


(2) 地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定より設置された民間組織であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心になり、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体等）、社会福祉を目的とする事業を経営する者（福祉サービス提供等）、行政機関などと協働し、民間の立場から地域福祉と福祉のまちづくりを進めるための活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念と推進のための仕組みや基本計画的な役割を担うのが地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

そのため、両計画が一体的に策定されることが必要であり、協働で地域福祉懇談会の開催や計画策定の情報交換を行っています。



(3) 主な関連計画

地域福祉計画は、他の関連する高齢者・障がい者・児童・保健に関する個別法定計画と整合性及び連携を図り、これら既存計画を内包する計画としています。

従って、規定の個別計画の全部又は一部に変更があった場合は、これをもって地域福祉計画の変更があったものと見なします。

主な関連計画の概要は、次のとおりとなります。

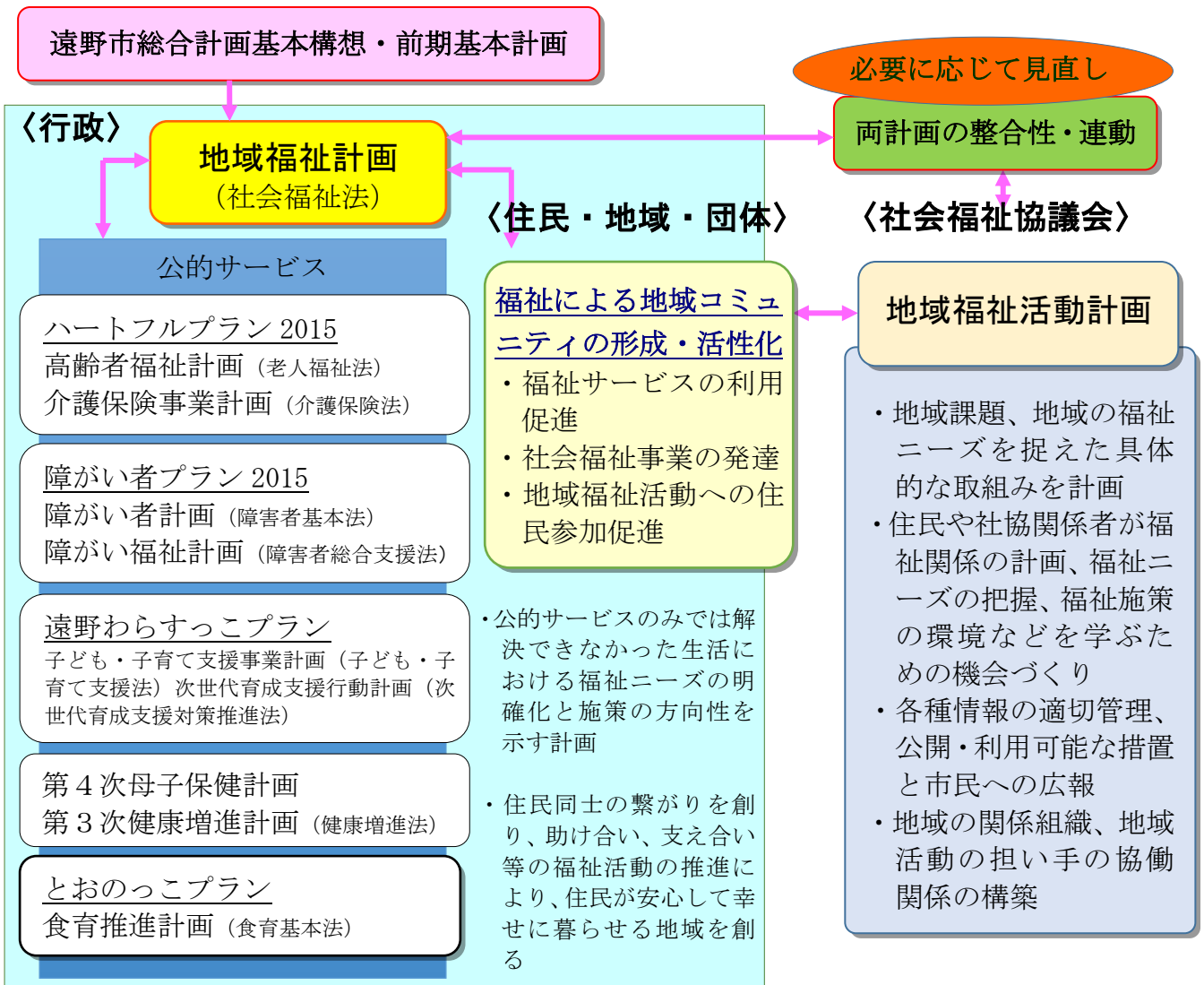
- a 遠野市ハートフルプラン2015（第六次高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画）

「老人福祉法」の規定に基づく高齢者福祉計画及び「介護保険法」の規定に基

づく介護保険事業計画を一体的に策定した高齢者施策全般に係わる計画。

- b 遠野市障がい者プラン2015（第3期障がい者計画、第4期障がい福祉計画）
「障害者基本法」に基づく障害者基本計画及び「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画を一体的に策定したノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の社会参加に向けた施策の充実を図る計画。
- c 遠野わらすっこプラン（少子化対策・子育て支援総合計画、次世代育成支援行動計画）
「遠野市わらすっこ条例」に基づく推進計画、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画を一体的に策定し、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つため、より実効性のあるものとした計画。
- d 第4次遠野市母子保健計画、第3次遠野市健康増進計画
国の「健やか親子21」の理念を踏まえた母子保健計画、「健康日本21」の理念及び「健康増進法」に基づく健康増進計画。
- e とおのっこプラン（食育推進計画）
「食育基本法」に基づき食を通じて健全な心と体・生きる力を育む計画。

(4) 各計画との関係図



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

I 第2次遠野市総合計画前期基本計画

第2次遠野市総合計画前期基本計画の策定により、地域福祉を取り巻く現状と課題が整理されていることから、ここに再掲するとともに、必要な資料を補足する。

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり活動の推進

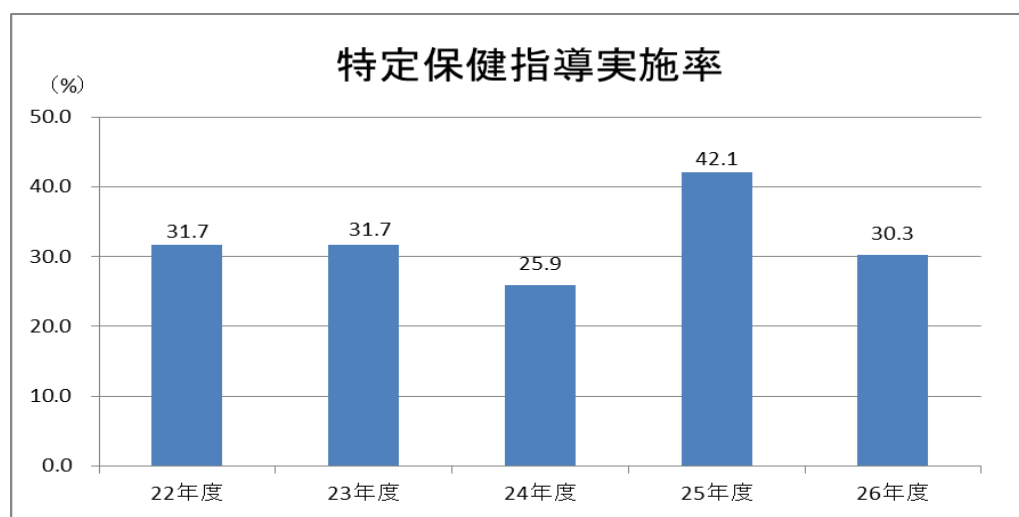
現状と課題

少子化に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、妊娠期から産後への継続した支援を行う必要があります。支援は、マタニティブルーズ、産後うつ、児童虐待等への早期支援から乳児家庭全戸訪問や節目ごとの乳幼児健診などでの様々な面からの子育て支援と育児相談事業を継続して行う必要があります。

食生活の欧米化や運動不足、ストレス社会など生活スタイルの変化に伴う生活習慣病の増加や高齢社会の到来により、要介護状態の人が増加しています。死亡原因をみると、全国、県及び市共に悪性新生物（がん）が最も多く、次いで心疾患、脳血管疾患が上位を占めています。がん対策は、検診による早期発見・早期治療が最も効果的であり、心疾患、脳血管疾患の要因となる生活習慣病は、保健指導等により抑止可能な病気であることから、積極的な対策を講じていく必要があります。

本市では、各種検診や保健事業、ICTを活用した遠野型健康増進ネットワーク事業により自身の行動変容をねらいとした健康づくり、介護予防に取り組んできました。ますます加速する少子高齢化において、幼少期から高齢期までの全ての年代で「健康」を資源とし、健やかで安心安全に暮らしていけるよう、より一層の健康増進に努めていきます。

スポーツは社会状況の変化により、市民ニーズも多様化してきていることから、指導者の育成や確保に向け各種団体との更なる連携が重要な課題となっています。競技スポーツはもとより、子どもからお年寄りまで幅広く健康・体力づくりに向け、楽しめる市民参加型のスポーツ振興に努めていきます。



各年度の実施率は、前年度に健診を受診した対象者の実績

施策の方向

① 保健活動の充実

a 母子保健

- 遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」において ICT を活用した妊婦健診を継続し健康教育・訪問指導を行い、妊産婦の健康保持を図るとともに、妊産婦の安全を確保し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- 乳幼児健康診査や各種育児相談を充実させ、疾病の早期発見のほか、育児不安を抱える母親への支援や育てにくさを抱える親を支援します。
- 専門職による乳児家庭全戸訪問を実施し、育児不安の軽減、乳児家庭の孤立化予防に努めます。また、さらなる支援が必要な家庭には、養育支援訪問や電話相談など、継続した支援を実施します。
- 乳幼児及び児童生徒を対象に、予防接種法に規定されている定期予防接種について、公費負担により実施し、各種感染症の発病及びまん延の防止を図ります。
- 妊娠期、乳児期、学童・思春期に合わせた食育を推進します。
- 乳幼児の歯科健康診査や口腔衛生指導を通じて、むし歯の罹患率の低下に向けた歯科保健事業を推進します。

b 成人保健

- 生涯を通じた健康の保持増進を図るため、各年代や地域、事業所など、健康課題に基づいた健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、総合的な保健事業を実施します。
- 脳卒中や糖尿病などの生活習慣病やがんの早期発見・早期治療につなげるため、市医師会など関係機関との連携のもと、知識の普及啓発を図るとともに、就労世代にも受診しやすい検診体制の整備に努め、受診率の向上及び受診後の個別指導の徹底を図ります。
- ICT を活用した遠野型健康増進ネットワークの拡大を推進しながら、健康指導、運動指導、栄養指導等の事業を実施し、「自分の健康は自分で守る」という市民の健康づくり活動を支援します。
- 喫煙は、がんや循環器疾患等の多くの疾病の危険因子であることから、未成年者の喫煙防止や喫煙者の禁煙対策及び受動喫煙による健康被害の防止対策を推進します。

c 食育の推進

- 「食を通して健全なこころと体、生きる力を育む」ことを目的に、第2次遠野市食育推進計画（とおのっこプラン）に基づき、家庭・地域・学校・生産者等と連携を図り、市民の心身の健康と豊かな人間形成の実践に取り組みます。
- 総合食育センターを食育推進拠点に、子どもから高齢者まで総合的な食育の展開を図るとともに、食生活改善推進員、運動普及推進員など健康づくりサポーターとの連携による活動により、地域に広く食生活の改善や運動習慣の定着を図ります。

② 健康づくり総合プログラムの推進

- 市民総参加を目指し策定した「健康づくり総合プログラム」に基づき、健康づくり

活動や生涯学習活動、スポーツ活動が一体となり、市民一人ひとりがそれぞれの年齢や健康状態に応じた健康づくりに積極的に取り組む環境の充実を図ります。

- 遠野市健康づくり総合大学「とすぼ」の活動を拡充させるため、「ニュースポーツ」を取り入れ、市民センターを本校、地区センターをサテライト校として市民協働による健康づくり教室や講座を開催します。
- 自ら健康づくりに取り組む意識の醸成を図りながら、運動と栄養の両面から取り組む健康づくりを推進するとともに、ICTの活用により多様なライフスタイルに対応できる健康づくりの仕組みを構築します。
- 子どもの健康増進と体力向上の取組を推進します。
- 市民の誰もが、自分のライフスタイルに応じて、身近で気軽に健康スポーツに取り組める環境を整え、自ら健康づくりに取り組む意識の啓発と普及に努めます。

●みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
24	1歳6ヶ月児健康診査の受診率	%	99.5	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	乳幼児健康診査の未受診をなくし、すべての子どもたちの健やかな発育を図る。
25	3歳児のむし歯罹患率	%	34.7	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	3歳児健康診査の受診者の内、むし歯に罹患している者の割合の減少を目指す。
26	麻しん風しん混合予防接種の接種率	%	95.3	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	麻しん風しんの発症を防ぐため、国の示す目標値を目指す。
27	朝食をとる習慣のある子供の割合	%	94.8	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	健全な食生活の実践のために朝食を食べる習慣の定着を図る。対象は、小中高生。
28	特定健康診査受診率	%	50.2	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	疾病の予防・早期発見、重症化阻止、医療費や介護費用を抑制するため、国の示す目標値を目指す。
29	特定保健指導実施率	%	30.3	50.0	60.0	60.0	60.0	60.0	生活習慣の改善により重症化予防、医療費や介護費用を抑制するため、国の目標値を目指す。
30	特定保健指導改善率	%	21.0	25.0	30.0	30.0	30.0	30.0	生活習慣の改善により重症化予防、医療費や介護費用を抑制するため、国の目標値を目指す。
31	がん検診受診率	%	33.5	35.0	38.0	40.0	45.0	50.0	がんを早期発見し早期治療へつなげ、がん死亡率の減少を図るため、国の示す目標値を目指す。
32	がん検診精密検査受診率	%	87.9	90.0	93.0	95.0	98.0	100.0	有所見者を確実に医療機関へつなげ、早期治療によるがん死亡率の減少を図る。
33	健康スポーツプログラム参加者数	人	1,938	2,000	2,100	2,100	2,100	2,100	健康スポーツに関する各種講座を開催し、健康寿命の延伸を図る。
34	スポーツ施設利用者数	人	204,435	205,000	205,200	205,400	205,600	205,800	運動公園、市民センター体育棟、緑地グラウンド等の施設管理サービスで指定管理している施設及び生涯学習施設の利用者数。

(2) 医療体制の充実

現状と課題

全国的な医師不足及び都市部への医師の地域偏在により、地方の医療機関では医師の確保が課題となっています。

本市では、地域医療の中心的役割を果たす県立遠野病院の医師確保を優先課題とし、病院と連携して、医師の確保に取り組んできました。また、新消防庁舎敷地内にヘリポートを整備し、救急時の迅速かつ効率的な対応が可能となりました。

しかしながら未だに、産婦人科医師の不在をはじめ専門医師の不足など、喫緊の課題があり、市民の医療ニーズも多様化していることから、今後も医療体制の充実に向けた継続的な取組が必要です。

施策の方向

① 医師の確保と地域医療体制の充実

- 地域の基幹病院であり救急医療を担う県立遠野病院の医師の確保に向け、病院との情報共有を図り密接な連携体制のもと招へい活動を推進します。
- 市民一人ひとりが地域医療の担い手としての意識の醸成を図り、かかりつけ医を持つことや受診マナーなどの啓発を進め、良好な医療環境づくりに努めます。
- 国民健康保険診療施設は、医科・歯科外来診療のほか、介護予防、在宅診療や保健予防活動に取り組み、保健・予防を包括した地域医療を推進します。また、市民が安心して受診できる診療環境の改善を図ります。
- 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など介護と連携した在宅医療の充実に努めます。
- 県立遠野病院や遠野市医師会及び遠野歯科医師会と連携し、休日当番医制度による安心・安全な休日医療体制の充実に促進します。

② 広域救急医療体制の確立

- 高度・専門医療体制の充実に向けて、市内各診療施設と近隣市町村の各医療機関、高機能病院との連携強化を図ります。
- 東北横断自動車道釜石秋田線の整備やドクターヘリの運用により、市外の医療機関と連携を図り救急搬送体制をさらに強化します。

2 地域福祉の充実

(1) 地域福祉活動の充実

現状と課題

本市の高齢化率は、増加傾向にあり、今後、さらに上昇すると見込まれています。また、核家族化や少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加、ひとり親家庭等の増加などにより、地域社会の機能の低下やコミュニティーの希薄化が懸念されています。

このことから、高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域社会で家族と安心して暮らし続けることができるために、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉・医療等関係機関団体が密接に連

携し、支援が必要な方を身近な地域で支え合う活動の活発化が求められています。

【総合相談事業実績(相談者経路別件数)】

(単位：人、%、件)

年度	25						26					
	地域包括支援センター			在宅介護支援センター			地域包括支援センター			在宅介護支援センター		
担当 相談者	実人員	割合	延件数	実人員	割合	延件数	実人員	割合	延件数	実人員	割合	延件数
家族	108	20.5	208	172	9.9	347	77	15.7	160	162	8.6	503
本人	257	48.7	727	1,236	70.9	3,120	237	48.1	988	1,389	74.0	3,739
関係機関	148	28.0	269	143	8.2	470	170	34.6	266	167	8.9	618
民生児童委員	9	1.7	14	177	10.2	383	8	1.6	9	129	6.9	315
その他	6	1.1	12	15	0.8	47	0	0.0	2	31	1.6	104
合計	528	100.0	1,230	1,743	100.0	4,367	492	100.0	1,425	1,878	100.0	5,279

【被保護世帯、被保護人員、保護率の推移】

(単位：世帯、人、%、各年度平均)

年度	保護世帯	保護人員	保護率	保護率(岩手)	保護率(全国)
22	2 1 2	2 8 9	9. 7 1	1 0. 8 1	1 5. 2 0
23	2 3 2	3 1 7	1 0. 8 0	1 1. 1 7	1 6. 2 0
24	2 2 9	3 1 3	1 0. 8 1	1 1. 1 9	1 6. 8 0
25	2 3 3	3 2 0	1 1. 1 4	1 1. 0 2	1 7. 0 0
26	2 3 0	3 1 1	1 0. 9 5	1 1. 0 0	1 7. 0 0

※①保護率(岩手)は、平成27年3月末現在の数値(岩手県保健福祉部発 生活保護状況より)

②保護率(全国)は、平成26年9月現在の数値(厚生労働省社会・援護局発 生活保護受給人員・世帯数より)

施策の方向

① 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターを中心に、健康で明るく住みよいまちづくりを推進するため、保健・医療・介護・福祉の連携と自助、互助、共助、公助の協調のもと、住み慣れた地域で安心して生活を送るための包括的な地域支援体制を強化します。
- 介護予防・生活相談・介護支援専門員の実践機能を充実するため、人とサービスの質を高め、地域・住民との情報交換を密にした地域福祉を推進します。

② 地域福祉活動の推進

- 「遠野市地域福祉計画」に基づき、保健・医療・介護・福祉が一体となった取組を進めるとともに、遠野市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と連携を強化した活動を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、多様な市民ボランティアの育成を図るとともに、遠野市ボランティア連絡協議会の支援を行います。
- 民生児童委員活動の充実と活性化を図り、自治会や地区PTAなどとの連携を通じ、地域ごとに住民同士が共に支えあう地域福祉ネットワークの充実を図ります。

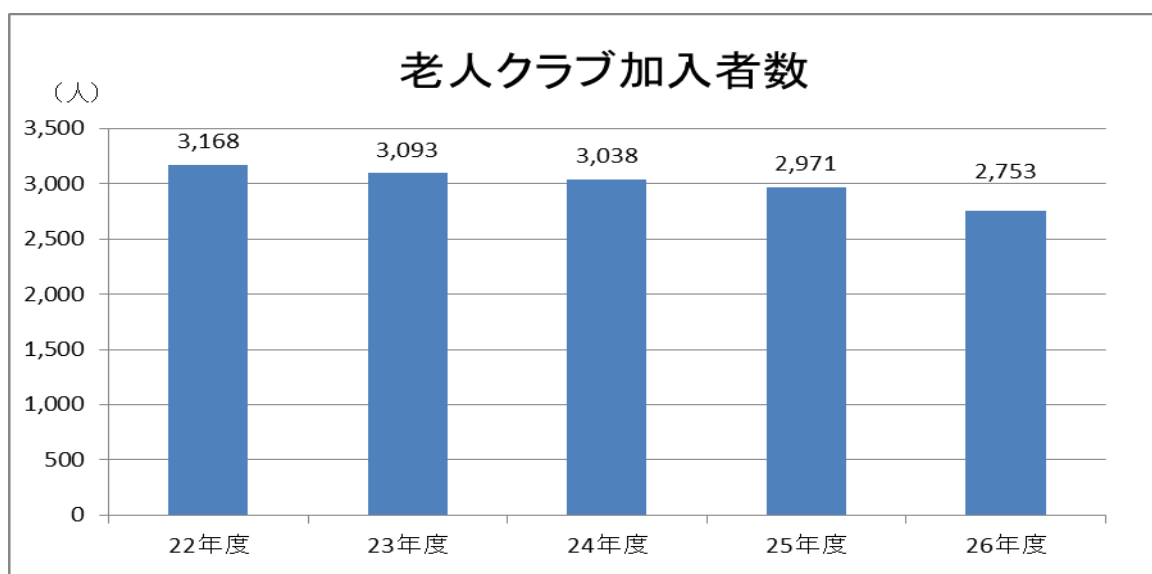
- 障がい者や認知症高齢者が適正な福祉サービスを受け、安心して暮らせるよう権利擁護の体制の充実を図ります。
 - 遠野市老人クラブ連合会と連携しての一人暮らし高齢者の見守りネットワークの充実、緊急通報装置を活用した救急体制の強化を進めます。
 - 自主防災組織など地域と連携し、災害時要援護者の安否確認、避難体制の充実を図ります。
 - 広報活動や遠野テレビ、学校教育や社会教育など、あらゆる学習・講習・体験機会を通じて「福祉のこころ」を育てます。
 - 生活困窮者等の自立に向け自立支援相談員と関係機関が連携し、個々の課題解決に向けた包括的な支援を行います。
 - 生活困窮者等で支援が必要な人を早急に発見し、支援に結びつけるため、ライフライン事業者と地域が一体となった見守り体制の充実を図ります。
- ③ 生活保護の適正実施**
- 民生児童委員等の協力のもと、生活保護世帯の生活状況を把握するとともに、相談、適正な生活指導を図ります。
 - 要保護世帯の自立に向けた、就労による収入の増を図るため、ケースワーカー、就労支援員が連携して積極的な就労支援に取り組みます。
 - 生活保護費の適正な給付に努めます。

(2) 高齢者の生きがいの推進

現状と課題

団塊の世代が65歳以上となり、今後高齢者人口が年々増加していく超高齢化社会を迎える中、高齢者の価値観や生活スタイル・個性化が進み、組織的な拘束を嫌うなど社会的意識の変化も見られ、本市の老人クラブの加入者数は減少傾向にあります。社会活動を通じて地域を豊かにする老人クラブの活発な活動を継続していくためには、新たな魅力ある活動の構築に努め、高齢者の加入促進を図る必要があります。

高齢者の健康意識の高まりや趣味の講座等への参加意欲は向上しており、高齢者が健康で生きがいを持って、自らの豊富な経験や知識を地域に生かすための取組と、高齢者が地域活動の担い手として活動ができる環境づくりが求められています。



施策の方向

① 社会参加への支援

- 老人クラブへの加入促進を図るとともに、心身の健康増進のためのスポーツ活動や文化・芸術活動を支援します。
- 高齢者相互の訪問・見守り活動や世代間交流活動、ボランティア活動などを啓発し、社会活動への参加を促進します。
- 地域活動を通じて、高齢者の知識・技能を後世に継承する場の創出と地域での世代間交流を推進します。

② 生涯学習機会と働く場の確保

- 文化活動や学習活動、伝統技術や伝承芸能など次世代への継承活動など、高齢者が指導者としての生涯学習機会や活躍の場づくりを進めます。
- シルバー人材センターを中心として、高齢者の働く場や機会の拡充を進め、意欲ある高齢者が地域において生きがいを持って就労できる環境づくりに努めます。

● みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状(H26)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	指標設定の考え方
35	老人クラブ加入者数(累計)	人	2,753	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	人口減少と高齢化率の上昇傾向を勘案し現状維持を図る。
36	シルバー人材センター就業延人員	人日	15,045	17,000	17,500	18,000	18,000	18,000	地域に密着した就業機会の増加を図る。

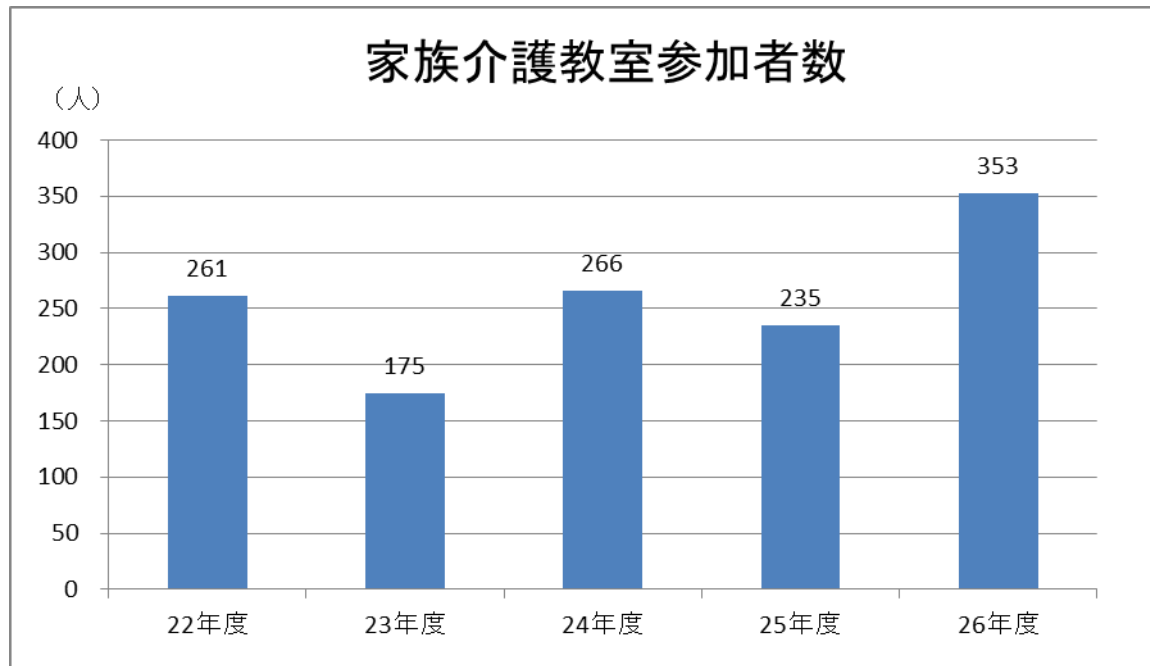
(3) 介護予防・介護サービスの充実

現状と課題

全国的な高齢社会の進展に伴い、医療費負担の増加と病気や障がいを持ちながら社会生活を送る高齢者が増加しています。今後、本市においても要介護・要支援認定者の増加、認知症高齢者の増加が予測されていて、また、この状況に対応する介護の人材不足などの問題も深刻化しています。

本市では、これまで各種介護予防や生活支援活動のほか、地域ぐるみで高齢者の在宅介護支援を目指し「地域が家族いつまでも元気ネットワーク構想」のもと、地域密着サービスによる高齢者の自立した生活の支援に取り組んできました。

核家族化の進行や高齢者世帯の増加により、個々の家庭だけで介護を行うことが困難になっています。介護を必要とする人や家族が身近に相談でき、必要なサービスが受けられ住み慣れた地域で安心して暮らせる環境ときめ細やかな支援体制の充実が求められています。



【介護保険第1号被保険者数】

(単位：人、%)

区分	65歳以上 75歳未満	75歳以上	(再掲) 外国人	(再掲) 住所地特 例	計	高齢化率
25年度	4,132	6,139	(4)	(24)	10,271	35.0
26年度	4,206	6,170	(4)	(20)	10,376	36.0

資料 平成27年3月介護保険事業状況報告から
(住所地特例含むため住民基本台帳と差異有)
H26. 3月末人口29,310人
H27. 3月末人口28,830人

【要介護度別認定者数】

(単位：人)

区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
25年度	228 (12.2%)	187 (10.0%)	412 (22.1%)	292 (15.6%)	231 (12.4%)	273 (14.6%)	245 (13.1%)	1,868 (100%)	
26 年 度	第1号被保険者	258	173	423	297	238	258	206	1,853
	65～75歳未満	31	20	43	25	19	21	22	181
	75歳～以上	227	153	380	272	219	237	184	1,672
	第2号被保険者	6	8	7	5	5	4	8	43
	計	264 (13.9%)	181 (9.5%)	430 (22.7%)	302 (15.9%)	243 (12.8%)	262 (13.8%)	214 (11.3%)	1,896 (100%)

資料 平成27年3月介護保険事業状況報告から

施策の方向

① 介護の充実と地域・家庭との連携

- 「遠野市高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」に基づき、在宅福祉を柱とし

た介護保険事業を推進します。

- 高齢者の自立した生活支援のため、身近で気軽に相談・申請手続・情報交換ができる体制を整え、地域密着型サービス事業所と地域や家族と連携した介護支援体制の充実を図ります。
- 家族介護支援として、家族会や介護についての悩みなどを語り合える場を通じて、介護者の孤立化や孤独化の防止を推進します。
- 在宅の重度の要介護認定者や施設入所待機者の状況を的確に把握するとともに在宅サービス充実のため「介護保険事業計画」に基づき必要な施設整備の推進を図ります。
- 高齢者が介護を必要とする状態にならずに、できるだけ自立した生活を送ることができるよう介護予防事業を推進します。
- 介護を必要とする状態になる恐れのある高齢者を早期に発見し、運動器具による機能向上トレーニングなど専門職による適切な介護予防指導に努めます。
- 認知症への対応として、認知症サポート医を中心とした認知症初期集中支援チームを配置するとともに、認知症サポーターの育成を促進し、地域での見守り支援体制の充実を図ります。
- 予防給付の訪問介護及び通所介護を新たに地域の社会資源を取り入れた介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

② 介護保険事業の推進

- 適正な法定給付サービスを実施するとともに、需要と負担の動向を検証しながら、適切な給付に努めます。
- 認定調査員の知識向上を図り、公平・公正できめ細かな訪問調査を推進します。
- 介護認定審査会での多面的な検討による認定と公平性・迅速性の確保に努めます。
- 要介護者一人ひとりの状態や環境にあったサービスを設定するケアプランの質の向上を図り、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・指導・研修などを行い、相互の連携によるサービスの向上に努めます。
- 介護保険事業者との連携や指導を行い、さらに質の高いサービスの確保に努めます。
- 低所得者の介護保険サービス利用負担を軽減する介護保険サービス利用者支援事業を継続して実施します。
- 福祉・介護の人材確保に向け、ハローワーク等関係機関団体との連携・強化に努めます。

● みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
37	一人暮らし老人世帯等の見守り回数	回 (見守対象世帯数)	5,896	6,080	6,080	6,080	6,080	6,080	配食サービス事業等での見守り体制の充実を図る。
38	高齢者体力アップ利用者数	人	1,349	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	介護予防、筋力アップを目的とした健康増進を図る。
39	生きがい活動支援通所事業利用回数	回	6,368	6,300	6,400	6,400	6,400	6,400	介護予防、日常生活支援事業の充実を図る。

40	認知症サポーター数	人	324	200	200	200	200	200	認知症介護の充実を図るためサポーターを養成する。
41	家族介護教室参加者数	人	353	260	270	270	270	270	家族介護支援事業の充実を図る。
42	家族介護者交流事業参加者数	人	96	100	100	100	100	100	家族介護支援事業の充実を図る。

(4) 障がい者福祉の充実

現状と課題

障がい福祉制度は、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法、さらに障害者総合支援法に移行したことで、身体・知的・精神の種別にかかわらず、共通の仕組みで障がい者が必要とするサービスを自ら決定し、適切なサービスを受けられる制度になりました。国では、障がいのある人もない人も地域とともに暮らし、ともに活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現に向け、障がいのある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。

本市では、障がい者が安心して就労し、生活できる、障がい福祉サービス事業所などの整備や運営への支援のほか、家族や地域とともに、自立した社会生活への支援に取り組んできました。

今後、多様な障がい者への支援や障がい福祉サービスの需要に対する支援策の構築と地域、事業者、行政などが互いに連携し、障がい者と共に生活する地域社会の実現に向けた新たな取組が求められています。

【各種障害者手帳所持者推移】

(各年度末現在 単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障がい	1, 6 1 4	1, 6 1 3	1, 6 1 3	1, 4 9 3
知的障がい	3 2 4	3 1 6	3 0 4	2 5 3
精神障がい	1 2 7	1 3 5	1 4 5	1 5 6
計	2, 0 6 5	2, 0 6 4	2, 0 6 2	1, 9 0 2

注) 平成 26 年度は市内に住民登録されている障がい児・者の人数。(平成 25 年度以前は遠野市が援護している障がい児・者を含んだ人数)

【自立支援医療費(精神通院申請件数推移)】

(各年度末現在 単位：件)

年度	新規	更新	医療機関・薬局追加	変更	喪失・返還	再交付	合計
平成 23 年度	3 0	2 5 1	4	2 7	6	3	3 2 1
平成 24 年度	2 2	2 3 7	1	4 1	8	6	3 1 5
平成 25 年度	3 1	2 5 3	1	5 3	8	3	3 4 9
平成 26 年度	4 6	2 5 3	3	6 7	1 2	7	3 8 8

【特定疾患治療研究事業申請件数推移】

(各年度末現在 単位：件)

区分	新規	更新	医療機関追加	変更	喪失	再交付	合計
平成23年度	19	174	15	9	10	1	228
平成24年度	17	182	24	11	7	2	243
平成25年度	25	185	15	7	14	2	248
平成26年度	17	205	1	7	9	6	245

【小児慢性特定疾患治療研究事業申請件数】

(各年度末現在 単位：件)

区分	新規	継続	医療機関追加	変更	喪失	再交付	合計
平成23年度	1	20	2	2	0	0	25
平成24年度	2	18	1	3	1	1	26
平成25年度	6	17	4	1	2	0	30
平成26年度	3	20	1	4	3	0	31

施策の方向

① 障がい者の自立と社会参加への支援

- 「遠野市地域福祉計画」、及び「遠野市障がい者プラン 2015（第3期遠野市障がい者計画、第4期遠野市障がい福祉計画）」に基づき、計画的なサービスの提供と相談支援体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者、ボランティア育成機関、障がい者団体、就労関係機関などと連携し、3障がいの一体化したネットワークの充実を図ります。
- ホームヘルプサービスやショートステイサービスなどの「介護給付」と自立訓練・就労継続支援などの「訓練等給付」の充実を図ります。
- 地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、日中活動サービス支援を強化し、施設入所・入院から地域での自立した生活に移行する障がい者への支援の充実を図ります。
- 障がい者の居宅での自立支援を目的に、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業の充実を図ります。
- 関係機関と連携して、職業訓練機会の充実を図るとともに、市内・近隣の企業等の理解を得ながら障がい者雇用、さらには一般雇用の場の確保に努めます。
- 障がい児の養育支援を図るため「岩手県立花巻清風支援学校遠野分教室小学部・中学部」や「のびっこ教室・ジャンプ教室」の充実を図り、保護者を中心とした相談や情報交換、交流に努めます。

② 障がいに対する市民の意識啓発

- 市民一人ひとりが障がい者福祉に対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加の推進を促すとともに、誰もが住み慣れた地域で互いに尊重し合い、支え合う地域社会づくりを進めます。

- 障がいについての正しい理解を得るため、学校や地域での福祉教育の推進やボランティア活動の充実を図るとともに、差別や偏見のない共生社会の実現に努めます。
- 障がい者の家族や当事者等で組織する家族会等について、会員の高齢化や会員減少による活動停滞に対し、活動の活性化を図るための支援に努めます。

● みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
43	福祉施設から地域生活への移行者数	人/年	2	2	2	2	2	2	グループホームの整備、障がい福祉サービスの充実等を促進しながら、地域生活への移行を図る。
44	福祉施設から一般就労への移行者数	人/年	2	2	2	2	2	2	福祉施設の雇用の場の拡大と併せて、地域全体で一般就労への支援に向けた取組を進め、一般就労への移行を図る。

3 子育て支援の推進

(1) 少子化対策・子育て支援

現状と課題

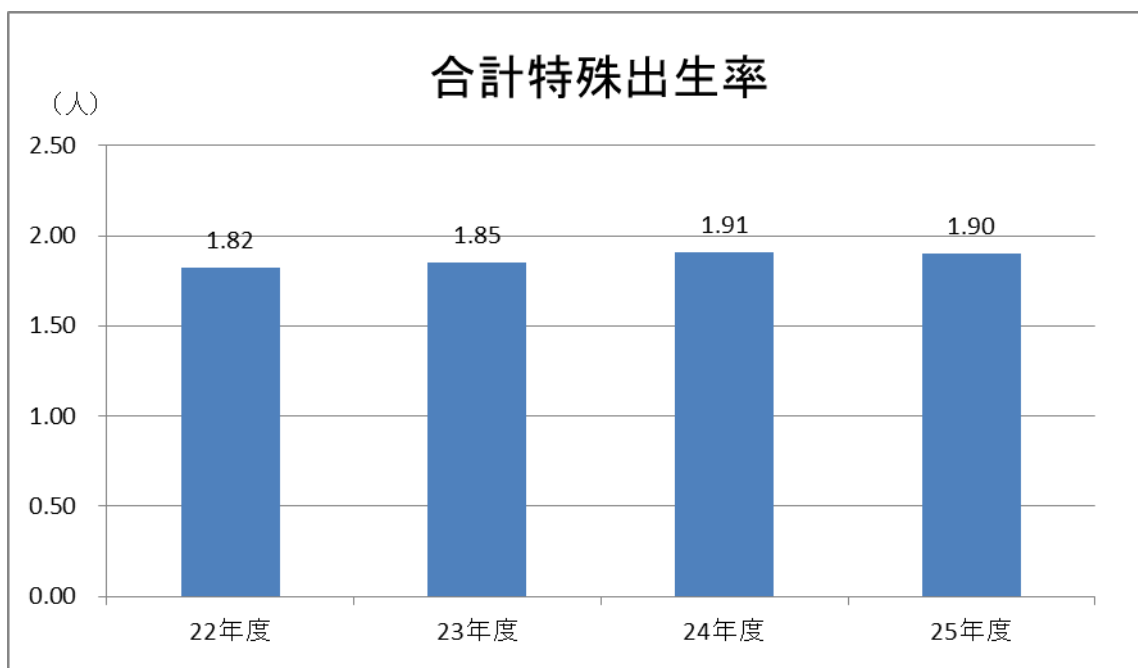
全国的に、都市化や核家族化、少子化の進行により、家庭や地域で子育てに関する環境が大きく変化する中で、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増加傾向にあります。

また、保護者の就労形態の変化などにより、多様な子育てに関する支援へのニーズが高まっています。このような状況を受け、平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートし、妊娠・出産への切れ目のない包括的な支援や乳幼児期の教育・保育の総合的な提供と、地域での子育て支援の充実に向けた取組が求められています。

本市では、子どもを産み育てることに夢がもてるまちづくりに取り組み、助産院「ねっと・ゆりかご」や病児等保育施設「わらっぺホーム」を開設し、出産や育児支援策に取り組んできました。

今後、「遠野市わらすっこ条例」に基づき、子どもにとって大切な権利や、これを保障するための大人の責務において、良好な子育て環境の構築と充実が求められています。

さらに、「遠野市少子化対策・子育て支援総合計画（遠野わらすっこプラン）」による各施策に取り組むとともに、市民が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが必要です。



【助産院利用状況】

(単位：人)

年度	妊 娠 届 出 数	健 診 等 実 人 数	内 市 外 利 用 者	妊娠届 出 対 する 利 用 率	健 診 等 の べ 人 数 (月 平 均)	相 談 の べ 人 数 (月 平 均)	助 産 務 (※1)	教 室 参 加 者	妊 婦 訪 問	の べ 利 用 者 総 数 (月 平 均)
22	184	113	14	53.8%	234 (19.5)	530 (44.2)	43	130	110	1,047 (87.3)
23	187	79	6	39.0%	177 (14.8)	493 (41.1)	17	165	139	991 (82.6)
24	194	137	18	61.3%	316 (26.3)	808 (67.3)	49	131	108	1,412 (117.7)
25	169	106	15	53.8%	271 (22.6)	623 (51.9)	23	132	67	1,116 (93.0)
26	176	116	18	55.7%	278 (23.2)	723 (60.3)	42	135	84	1,262 (105.2)

※1：乳房管理、沐浴

施策の方向

① 少子化対策・子育て支援総合プランの推進

- 岩手県周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」を活用し、医療機関との連携体制の構築に取り組みながら、妊婦健康診査費用の助成、妊産婦通院費助成などの支援を継続します。
- 次代を担う子どもや子どもを育てる家庭を支援する「遠野わらすっこプラン」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。
- 若い世代が定住し、結婚観・家庭観の醸成を図りながら、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため、出会いから結婚、出産、子育てを通した少子化対策・子育て支援を推進します。
- 妊娠を希望する夫婦に対し、不妊治療費の助成による経済的負担軽減を図るとともに、子どもを産み育てる環境づくりを支援します。
- 安心して妊娠・出産、子育てができるように、妊娠・出産、子育てにわたる切れ目ない支援体制を構築します。

② 子育て支援の充実

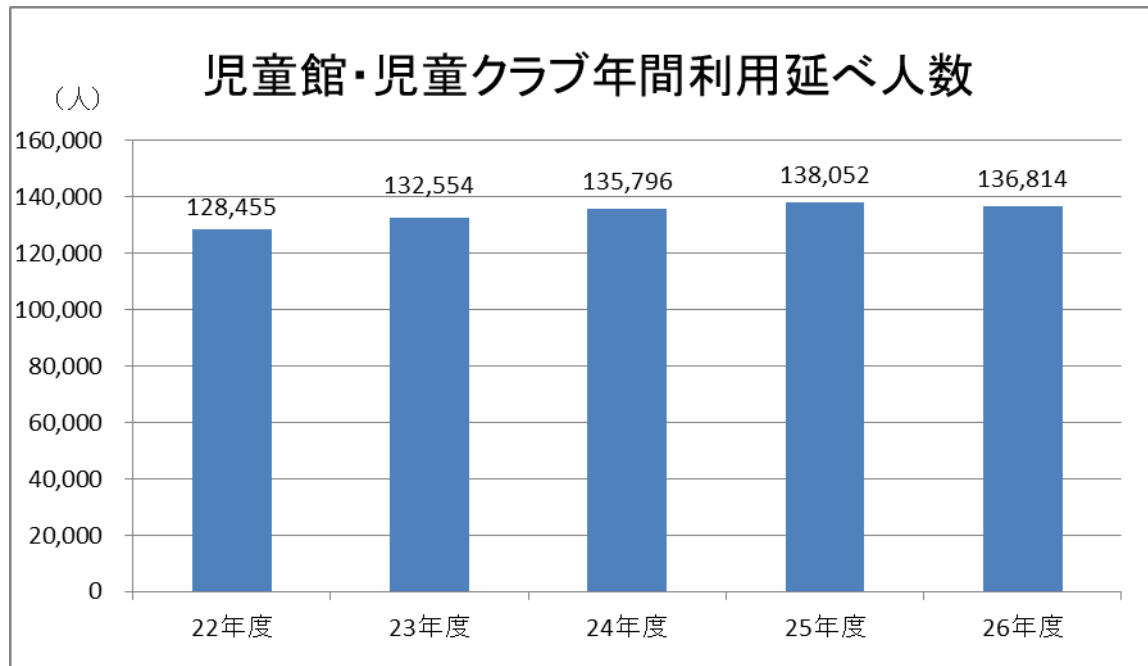
- 子育て家庭を支援するため、育児不安などの相談指導、子育てサークルの育成・支援、子育て講座やイベントを充実し、保護者間の子育てネットワークづくりを促進します。
- 予防接種法に規定されない任意の予防接種について、市独自にワクチン接種費用の助成を行い、乳幼児に多い感染性胃腸炎（ロタウイルス）、おたふくかぜ、小児インフルエンザの発病、重症化の予防に努めます。
- 地域子育て支援センターを中心に、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館、児童クラブ、地区センター、小中学校、民生児童委員及び主任児童委員等によるネットワークを充実し、子育て家庭に対しての情報提供などの支援サービスの充実を図ります。
- 保護者の子育てと就労、社会活動などの多様な活動を支援するため、子ども・子育て支援新制度に基づいた新たな保育サービスの実施について検討し、子どもの健全な育成と子育て世代への支援環境の充実を図ります。
- 保育料の軽減や、奨学金貸付制度の充実、医療費給付事業など子育てに係る経済的負担軽減の充実を図ります。
- 子育て・保育情報を発信し、子育てボランティアの人材発掘や育成、勤労者の育児休業取得推進など家庭と職場の生活が両立する環境づくりを図ります。
- 子育て世帯が地域に定着し、安心してゆとりある生活ができるように、多様な生活形態への支援や子育て住宅の整備に努めます。
- 「子育てするなら遠野」をキャッチフレーズに、若い世代の就業と男女の出会いを創出し、定住化の推進と併せて結婚・妊娠・出産・子育ての各種施策の情報を市内はもとより市外にも発信PRし、将来的に「子どもと住むなら遠野」を目指します。

(2) 児童・母子等福祉の充実

現状と課題

少子化により子どもの数は減少しているものの、保護者の子育てに関するニーズが多様化しており、個々の状況に応じた支援策のほか、児童虐待防止などによる子どもの命と健やかに育つ権利を守る支援体制と環境づくりが求められています。

児童の健全育成を図るため、経済的・社会的に多くの困難を抱えるひとり親家庭等への支援の充実を図っていく必要があります。



施策の方向

① 保育環境の充実

- 乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児等保育など、保護者の就労形態の多様化などに対応した保育内容の充実を図ります。
- 安心安全で質の高い保育が受けられる施設の実現に向け、防犯・防災対策や施設・設備の改善、老朽化施設、少子化に伴う保育所や認定こども園などの再編等、計画的に改築整備を進め、保育環境の充実に努めます。

② 児童の健全育成

- 放課後児童対策として、市内全地区に整備された児童館や児童クラブの活動を充実し、児童の健全育成を図ります。
- 児童館施設や児童公園等遊戯施設の整備、再編を計画的に進めます。
- 将来を担う子どもたちが、地域学習や体験を通して地域理解を深める活動や高齢者や学年を超えたふれあい活動などの学びの環境づくりの充実を図ります。
- 児童相談所、民生児童委員などと連携し、早期発見・早期対応による児童虐待防止対策を推進します。
- 特別な支援を要する児童の保護者への細やかな情報提供や行政と保護者、保護者同士の交流により子育て支援の充実を図ります。

③ ひとり親家庭等への支援の充実

- ひとり親家庭等の現況やニーズの把握に努め、保護者の精神的・経済的不安を解消するため、相談員や民生児童委員、その他関係機関との連携強化を図りながら、相談・指導などの充実を図ります。
- 母子、父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当や子ども手当の周知と活用により、ひとり親家庭等の経済的な安定を支援します。

- ハローワークなどの関係機関と連携し、ひとり親家庭等の就労に必要な知識や技能の習得機会を提供します。
- 保護者が安心して働けるよう、保育の充実や放課後児童対策など児童の健全な育成環境を整備します。

●みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
45	合計特殊出生率	—	1.90 (H25 実績)	1.90	1.92	1.92	1.94	1.94	平成 24、25 年度の平均上昇率を基に、ゆるやかな上昇目標を目指す。
※ 合計特殊出生率＝(母の年齢別出生数／同年齢の女子人口)の15歳から49歳までの合計 岩手県保健福祉年報の数値を適用									
46	妊娠・出産について満足している者の割合	%	87.2	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	育児不安が高まりやすい産後1か月程度の期間において、助産師や保健師から十分なケアを受けることができたかの満足度について、国が示す目標値を目指す。
47	わらすっこ割合	%	14.02	14.02	14.02	14.02	14.02	14.02	年度末の住民基本台帳上における、市の人口に対する18歳以下の子どもの割合とし、現状の割合14.02%を維持する。
48	児童館・児童クラブ年間利用延べ人数	人	136,814	137,900	138,400	138,950	139,450	140,000	児童健全育成のための児童館・児童クラブ運営の充実を図る。

II 地域福祉懇談会

市と社会福祉協議会の共同で『支援を必要とする人への総合的な相談、情報提供の体制と整備』をメインテーマに地域福祉懇談会を各地で開催しました。

○開催地区等

地区	会場	月日
松崎町	松崎地区センター	11月19日(木)
小友町	小友地区センター	11月24日(火)
附馬牛町	附馬牛地区センター	11月25日(水)
宮守町	宮守健康管理センター	11月30日(月)
綾織町	綾織地区センター	12月3日(木)
土淵町	土淵地区センター	12月3日(木)
遠野	とぴあ庁舎	12月4日(金)
上郷町	上郷地区センター	12月7日(月)
青笹町	青笹地区センター	12月14日(月)

○意見・提言・質問の概要

	内 容	件数
1	困りごと相談員・ボランティアの配置要望について	17
2	民生委員の負担軽減等について	3
3	災害時の高齢者等への支援について	13
4	個人情報の保護と見守り支援について	9
5	在宅福祉の充実について	4
6	障がい者の支援について	3
7	フードバンク事業について	6
8	各種相談先の周知について	4
9	介護保険・施設の拡充について	5
10	サロン事業の拡充について	5
11	赤い羽根・歳末たすけあい共同募金について	2
12	除雪対策について	4
13	生活困窮者対策の充実について	6
14	認知症対策について	4
15	少子化対策について	5
16	地域づくりについて	2
17	その他	23

Ⅲ 福祉施設・福祉団体等懇談会

市と社会福祉協議会の共同で平成28年1月27日（水）に遠野健康福祉の里研修ホールにて市内福祉施設・福祉関係団体等懇談会を開催しました。

○意見・提言・質問の概要

	内 容
1	ボランティア団体として取り組むこと
2	地域福祉活動コーディネーターの配置目途
3	地域住民との対話と地域づくり（地区センター）
4	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況について
5	認知症の予防対策について
6	施設での看取りについて
7	社会福祉法人として取り組むこと

第3章 地域福祉計画の基本的な考え方

1 地域福祉計画の基本理念

地域福祉計画は、各市町村がその策定に主体的に取り組むことで「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るための大きな柱となるものであり、行政とこれまでの市民と社会福祉関係機関との協働関係を核としながら、連携を更に深め、保健・医療・介護・福祉の総合的・一体的な運用（福祉の総合化）により、福祉によるまちづくりを推進するものです。

地域では、人口減少、高齢化率の増加、核家族化や少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加、ひとり親家庭等の増加などにより、地域社会の機能の低下やコミュニティの希薄化が懸念され、一昔前であれば家庭や地域が持っていた「何とか解決できた力」を失われつつあることを考慮し、本計画の基本理念を次のとおり定め取り組みます。

① 地域でその人らしく暮らせるよう個人の尊厳を重視

「福祉の担い手」である地域住民との協働により、地域で支える仕組みを構築することにより、個人の暮らしと尊厳を守る。

② 住民参画・市民協働による社会福祉の実現

地域で生活する住民一人ひとりの多種・多様な福祉ニーズに対し、法的サービスの活用だけでは解決できない地域課題においては、主体性をもった住民参画・市民協働の取組を通じて、社会資源の開発・活用が図られることで地域社会の福祉向上を図る。

③ 福祉による地域の活性化

市民協働とコミュニティの再形成を図りながら、地域福祉の向上を図る活動に「地域ぐるみ」で取り組むことを通じて地域の活性化を図る。

【基本理念】

- ① 地域でその人らしく暮らせるよう個人の尊厳を重視
- ② 住民参画・市民協働による社会福祉の実現
- ③ 福祉による地域の活性化

2 施策の基本目標

総合計画の大綱2に掲げる地域づくりの基本的考え方「保健、医療、福祉の連携を図りながら、遠野型地域包括支援システムを推進し、全ての市民が、心身ともに健やかで、いきいきとした人生を過ごし、助け合いながら輝くまちづくりに取り組みます。」を推進するためには、行政、市民、社会福祉関係機関・団体等が協働で取り組むことが必要です。また、生涯にわたっての自立生活を地域で継続するため、それぞれの立場で自助・互助・共助・公助の役割を果たしていくことが求められます。

このことから、地域福祉計画における施策の基本目標を次のとおりとします。

(1) ワンストップの福祉サービス

高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域社会で家族と安心して暮らし続けることができるため、地域の生活・福祉課題を身近で相談できるとともに、必要な情報やサービスが総合的・一体的に受け取ることができるよう、遠野型の地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉・医療等関係機関・団体と密接に連携しながら、ワンストップの福祉サービスを推進して行きます。

※ワンストップ 住民の利便性を考慮し、1カ所の窓口で相談から支援までの手続き等を行うことができる窓口サービスのかたち。

※地域包括ケアシステム 高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される仕組みを実現すること。遠野型では、高齢者に限らず生活福祉課題を抱える方に一体的に支援する仕組みとして考える。

(2) 地域福祉コミュニティの充実

地域福祉の推進にあたっては、地域で昔からあった「結い」や「向こう三軒両隣」など隣近所との付き合い・助け合いや地域の人々、友人、世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」と、地域や市民レベルでの支え合いの「共助」の取組を通じて、地域コミュニティの形成・活性化をして行く必要があります。

市では、地区センターを中心とした地域づくりを進めており、平成 28 年度からは宮守町内に3カ所（宮守、鱒沢、達曽部）の地区センターを配置し、市全体で11地区センターの体制となります。地区センターでは、地域づくり連絡協議会を始めとした地域の自治組織・団体と連携しながら地域一体となった多様なコミュニティの創造に努めています。

地域住民の参画を促しながら、各地域福祉コミュニティの実情に即した地域福祉ネットワークの形成には、社会福祉協議会の果たす役割、特に社協支部の活動の展開が重要となります。また、身近な地域の相談窓口である民生委員・児童委員の支援についても、市と社会福祉協議会が協働で取り組みます。

※自助・互助・共助・公助

	地域福祉計画での定義	厚生労働省の地域包括ケア研究会の報告書での定義
自助	他人の力によらず、自分（本人）の力だけで課題を解決すること。	自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持
互助	自分（本人）の周囲にいる近い人が、自身の発意により手をさしのべること。家族や友人、そしてご近所。これらの方たちが、自発的にかかわること。第2期計画で「近助」と表現。	インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等
共助	地域や市民レベルでの支え合いのこと。NPO法人や社会福祉法人等による事業やボランティア活動などのシステム化された支援活動のこと。	社会保険のような制度化された相互扶助

公助	行政による支援のこと。さまざまな公的なサービスにより、個人では解決できない生活諸問題に対処すること。	自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等
----	--	---

(3) 地域福祉の総合的推進

地域福祉を総合的に推進するために、市は保健・医療・介護・福祉分野の各計画の推進と政策形成機能の役割を果たし、社会福祉協議会においては、地域住民、地域福祉団体の抱える生活・福祉課題を捉えるとともに、住民やボランティア団体の活動・参加を通じて課題に応じた多様な地域福祉サービスの展開を推進するためコーディネートの役割を果たしていく必要があります。

この様に地域の生活・福祉課題を把握し、関係機関・団体が協力し、支援の内容や方法などを検討するとともに、公的なサービスとインフォーマルな福祉活動とをつなぎ、具体的な支援に結びつける「コミュニティソーシャルワーク機能」を担うことができる地域福祉活動コーディネーター（CSW）を育成するとともに、住民が主体的に地域活動に取り組む気持ちを育むため、情報や学習機会の提供、交流の促進、ボランティア団体等や地域福祉を担う人材の育成などの取組を推進します。

(4) 安心安全な福祉によるまちづくり

すべての市民が住み慣れた地域で、年齢にかかわらず、障がいのある人もない人も、人としての尊厳をもって、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成を推進するためには、全ての市民の人権は尊重され、権利は擁護されなければなりません。

そのためには、あらゆる世代で人権尊重意識、福祉意識の醸成を図ることを始め、権利擁護制度の周知、事業者における権利擁護の徹底、虐待などの人権侵害事例を発見・対応するための関係機関との連携が重要になります。

また、就労弱者に対する支援を行うとともに、歩道や公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。

※権利擁護制度 自身の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことを言います。権利擁護制度には、「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」があります。

【基本目標】

- ① ワンストップの福祉サービス
- ② 地域福祉コミュニティの充実
- ③ 地域福祉の総合的推進
- ④ 安心安全な福祉によるまちづくり

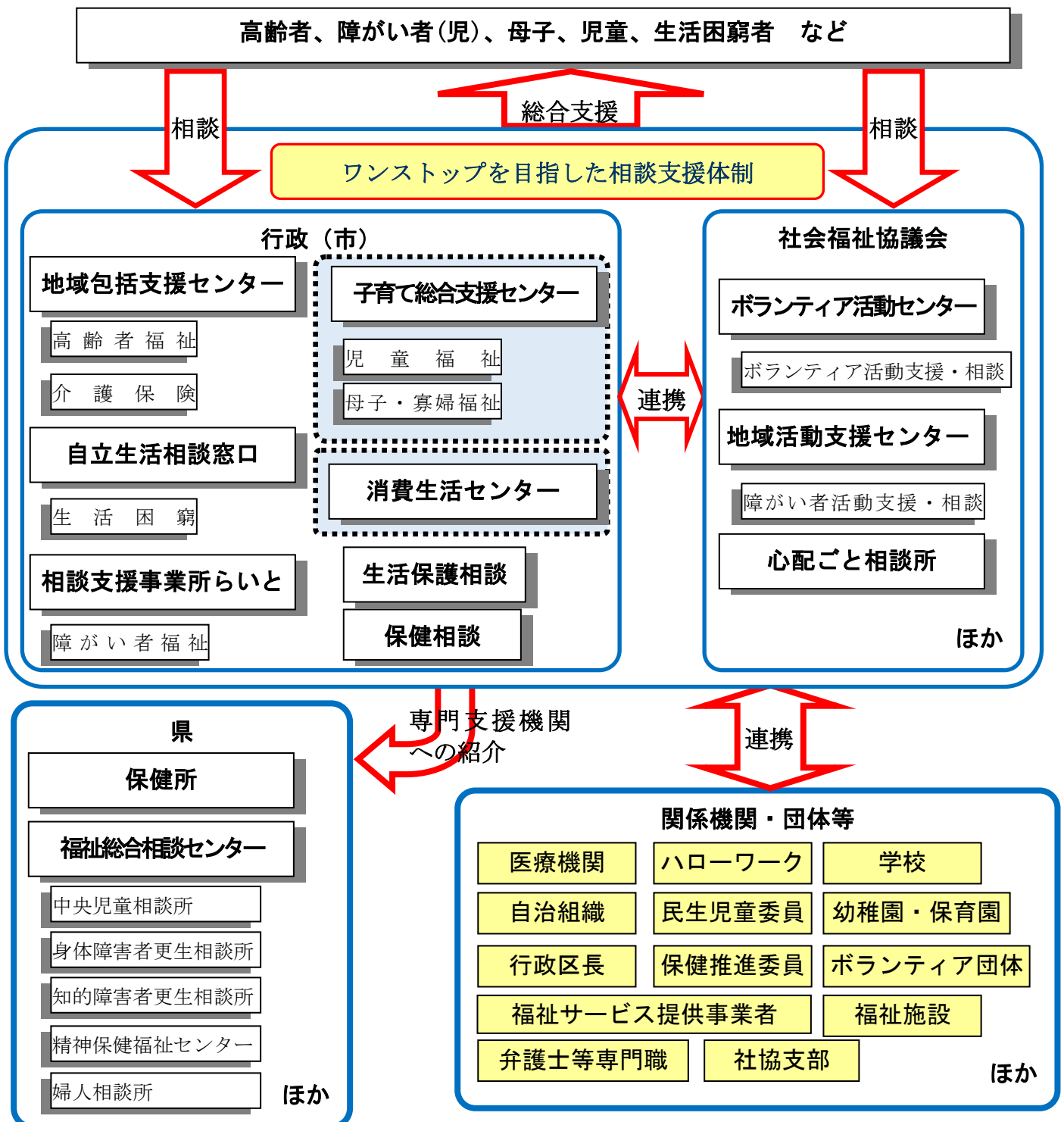
第4章 地域福祉の推進

1 ワンストップの福祉サービス

○多職種連携の仕組みづくり

遠野健康福祉の里は“遠野型”の地域包括支援センターとして、高齢者のみならず障がい者や健康に関する生活・福祉課題などの様々な相談ができる総合相談窓口として、ワンストップの窓口対応を行ってきました。

【多職種連携の仕組みづくり】



介護保険制度、障害者総合支援制度、生活困窮者自立支援制度など社会福祉制度全体の高度化、専門化が進む中、同様に市民の福祉ニーズも多様となっていており、本人や家族を含めた複数の生活・福祉課題を抱える市民の相談に対応する必要性が生じるとともに、総合的・一体的な支援が求められるようになりました。

そのため、複数の生活・福祉課題を抱える市民の相談には、それぞれ相談分野の担当が相互に連絡を取り合い、連携して支援に取り組むことが必要となっています。

このことから、行政と社会福祉協議会の相談機能の連携を図ることで、どちらの相談窓口を訪れてもできるだけワンストップで支援できる体制をつくとともに、関係機関・団体との連携協力を得ながら、多くの相談・支援専門職が連携（多職種連携）して支援にあたり、より専門的な支援が必要な場合は、そちらに照会するなどの対応を行います。

県では、高齢者、障がい者、児童、女性などのそれぞれの福祉分野における専門相談機関を設置していることから、相談者のニーズにより相談支援に繋がります。

○身近な相談窓口

地域福祉の推進には、一人ひとりの住民が、困ったときに身近なところにすぐに相談でき、住み慣れた地域の中で必要な支援も受けられるような総合的な相談、支援の仕組みが必要となっています。また、地域住民が抱える生活・福祉課題や困っているのに、自分からは相談しない人などの早期発見・解決のためにも必要なことでもあります。

地域の身近な相談窓口としては、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員などの役割が大きいのですが、地域の多様な生活・福祉課題や多問題を抱える住民への対応は難しいことから、個人が抱え込まずに市などに繋いでいただくことで状況に応じた対応が可能となり、相談者の状況によってはそれぞれの相談窓口から自宅等を訪問することも行っています。

この場合でも、住民の異変や福祉ニーズに気付いてもどこに相談すればよいか分からないという事例が多くあることから、相談窓口の住民向けの説明資料の作成を行っていきます。

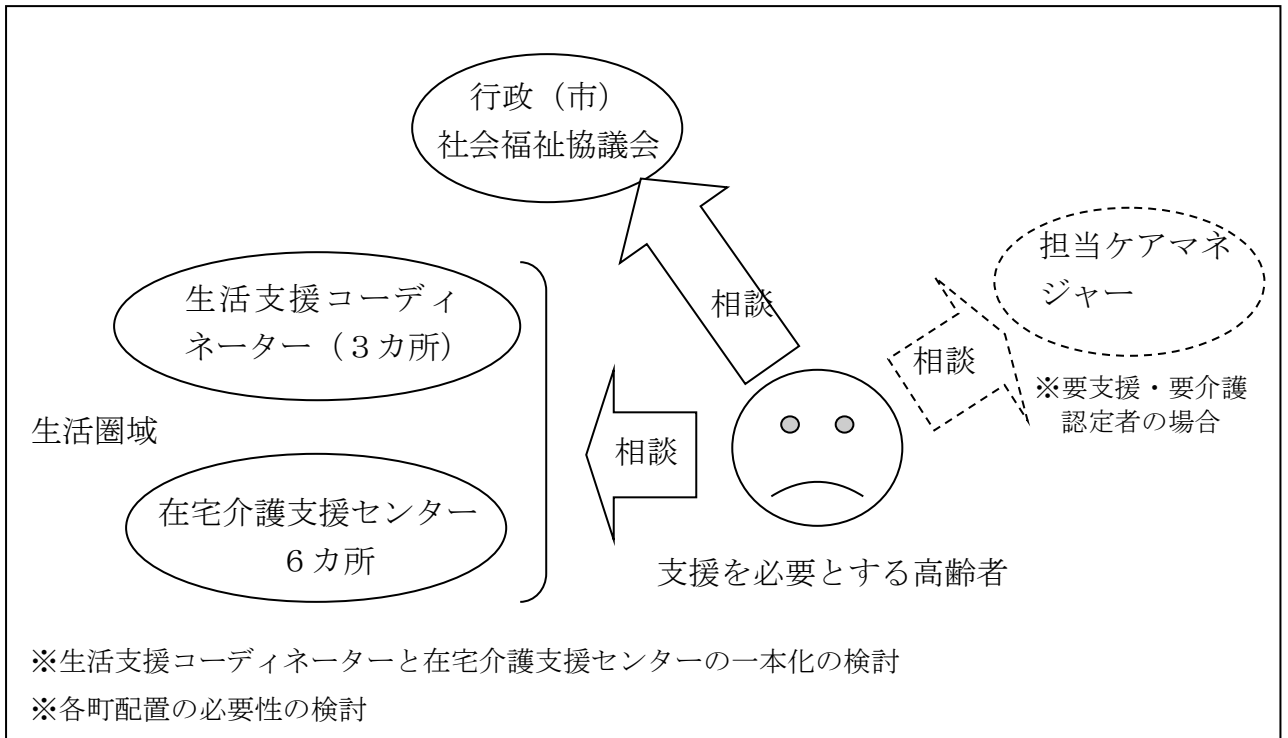
地域における生活・福祉課題は、制度や公的サービスだけでは対応できない課題が多く、多問題を抱える世帯の場合など、必要な支援を横断的に繋ぎ、家族全体を支えていくため、住民活動や民間との協働により必要な支援を行う上で活用できる制度や資源を探し、繋ぎ、つくり出す取組をコーディネートする役割の人が必要となっています。

高齢者の場合、最も身近な公的相談窓口として市内6カ所の在宅介護支援センターが設置され、相談員が相談から支援まで対応しており、介護認定を受けた方であれば、担当ケアマネジャーが相談・支援にあたります。しかしながら、この仕組みでは地域で活用できる資源を探し、地域で新たなサービスをつくり出す取組を担うことが難しいという課題がありました。

平成29年度から生活圏域のエリアを考慮の上、「生活支援コーディネーター」を配

置する計画とし、活用できる資源の掘り起こしや地域に不足するサービスの創出、関係者間のネットワーク構築を担う役割とともに、身近な相談窓口としての機能を担います。

【身近な相談窓口】 ※高齢者の場合



高齢者福祉で新たに導入される「生活支援コーディネーター」は、これまで市が人材育成として行ってきた「地域福祉活動コーディネーター (CSW)」が担う「コミュニティソーシャルワーク機能」を果たす役割があることから、この制度を高齢者福祉の分野のみに限らず、地域福祉を全体で機能させる仕組みづくりに取り組みます。

なお、社会福祉協議会に委託している在宅介護支援センターにおいて、各地区センター単位での福祉相談会の開催などモデル的な「地域福祉活動コーディネーター (CSW)」機能の実践を行いながら、各町配置の必要性などの検証を行います。

※地域福祉活動コーディネーター (Community Social Worker)

住民生活・活動の場で、コミュニティワークづくりという目標を達成するために、地域における個別支援とその基盤としての生活支援システムづくり、地域で解決できない問題を解決していくしくみづくりを進める役割を担う。コミュニティ・ソーシャルワーカーとも表現される。

2 地域福祉コミュニティの充実

○災害時要援護者の支援

災害が発生した時に、自分の力だけでは避難場所に避難できない人や家族の支援だけでは避難場所に避難できない人 (要援護者) が同じ地域で生活しています。

この要援護者把握のために、地域の民生委員・児童委員の協力により「福祉票」「災害時等要援護者登録票」の作成が行われ、市ではその情報を整理し、要援護者名簿の作成行っています。

災害時の要援護者の避難支援体制の構築を進める中で、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、市、社会福祉協議会の連携体制の調整を図るとともに日常からの要援護者の見守り体制を地域福祉コミュニティの中で形成していく必要があります。

災害時の対応や体制は、遠野市地域防災計画により示されているほか、遠野市災害時要援護者避難支援プラン（平成 22 年 1 月策定）に示されていますが、支援プランは、東日本大震災以降に見直しが行われていないことから、避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアル、災害ボランティアセンター運営マニュアルなどの作成に合わせて必要な見直しを行い、地域福祉コミュニティでの体制構築を支援します。

○民生委員・児童委員活動の支援

民生委員・児童委員は、住民の生活状態の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助など様々な活動を行っており、生活・福祉課題を抱える地域住民にとって、最も身近な相談相手です。

しかし、住民のみならず、行政や社会福祉協議会などからの民生委員・児童委員に期待される役割が増大し負担感が大きくなってきていること、家族や個人が抱える生活・福祉課題が複雑・多様化し、民生委員・児童委員のみでは対応しにくくなっていることが、これからの担い手・成り手不足の心配にも繋がっています。

このことから、訪問活動や関係機関等との連携強化を目的とした研修会の企画など、行政と社会福祉協議会が連携して、活動の支援にあたるほか、問題を個人で抱え込まず、行政等に相談するよう促していきます。

また、民生委員・児童委員が担う役割について、住民への周知を図っていきます。

○見守り体制の充実

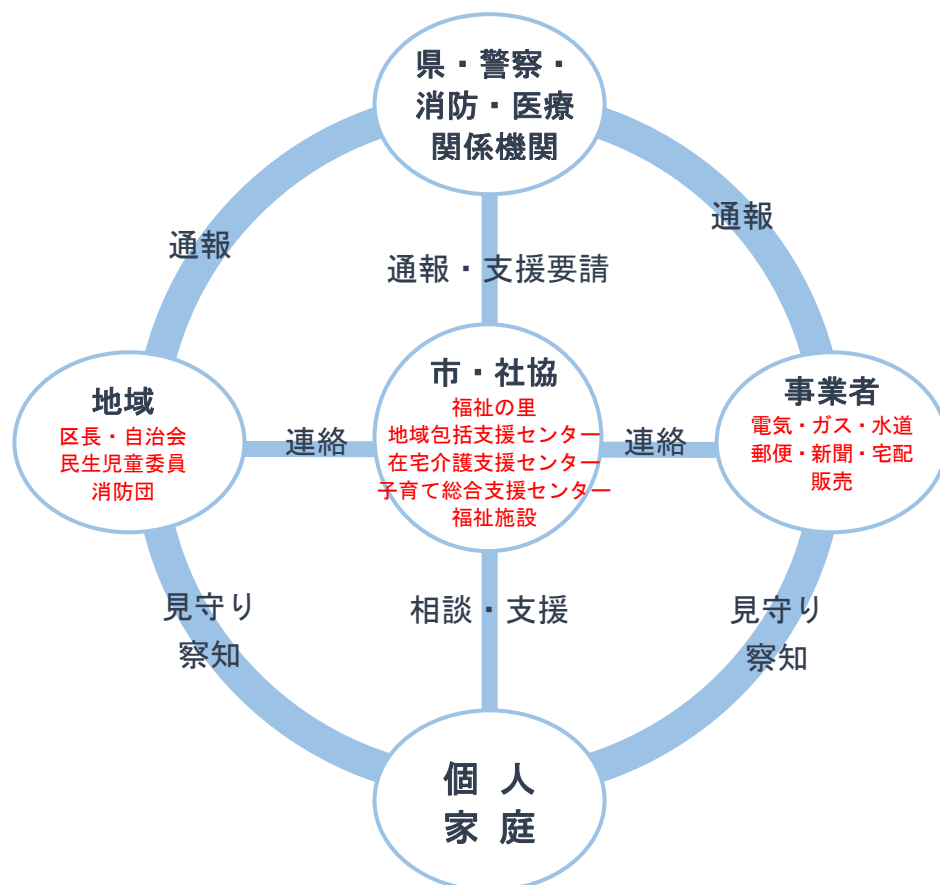
一人暮らしの高齢者や障がい者・高齢者のみ世帯、ひとり親世帯の親子などが抱える生活・福祉課題の早期発見や解決に向け、近隣住民や民生委員・児童委員、老人クラブ等が協力して日常的な見守りや声かけなどを行う体制づくりが行われています。

また、ボランティアにより行われる「ふれあい・いきいきサロン」などの事業への参加や「配食サービス」が利用されることにより、安否確認が行われています。

しかしながら、地域で見守りが必要な人などの情報の十分な把握が難しい場合や近隣住民等との関わりを拒絶する家族等もあります。例えば、ひきこもりの状態にある人や職を失った中高年の単身者、生活困難を抱えるひとり暮らし高齢者やひとり親世帯の親子などが、福祉的支援を必要とする状況になっていても、地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」という問題が生じています。社会的孤立の状態にある人々の多くは、自ら積極的には社会と関わりを持たない、近隣住民等との関わりを拒絶する傾向にあります。

このようなことから、地域に加え、重層的な見守り体制とするため、「地域見守り活動に関する協力協定」により民間事業者の協力を得て、普段から家庭に継続的に関わりのあるガス・電気・水道などのライフライン事業者や新聞配達などの生活関連事業者との連絡・連携による見守り体制を導入しました。

【重層的な見守り支援のイメージ図】



また、「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業」では、利用者が外出して家に戻れなくなった時、行方不明になった事故が発生した時などに早期発見・早期保護するため警察を通じて地域の協力機関等に緊急連絡し、目撃情報提供などの協力を依頼する仕組みを構築しています。

今後も、市民、関係機関・団体、行政が、重層的に見守りを行い、関係の輪を広げていくことで体制の充実を図っていきます。

3 地域福祉の総合的推進

○地域福祉懇談会の開催

地域住民の生活・福祉課題を把握するため、隔年で市と社会福祉協議会の共同で地域福祉懇談会を開催するとともに、市民等からの意見などから必要があれば、地域福祉計画、地域福祉活動計画を一部見直し、地域福祉の充実を図るよう計画の進行管理を行います。

○福祉教育と地域活動

地域福祉を進めるためには、住民一人ひとりが、高齢者や障がい者、子育て中の親子などの生活上の困難を理解し、お互いに支え合って生活することが大切であり、その実現のためには、地域で生活上の困難を抱える人を理解し、支え合い、共に生きるという福祉の意識の更なる醸成が必要です。更に高齢者には生涯現役で生きがいを持って、それまで培った知識や経験を活かして様々な地域福祉活動へ参加していただくことが大切になり、地域福祉活動への参加意欲がある人材をその関わりに導く仕組みと周知の工夫が必要となります。また、子どもたちが、障がいの有無や年齢等に関わりなく、命の大切さや人への思いやり、いたわりの気持ちを持ち、社会の中で共に支え合って生きるという「福祉のこころ」や「人権の大切さ」を育む福祉教育も進めていかなければなりません。

小・中学校では、体験学習やボランティア教育として、福祉ボランティアや施設訪問などの体験活動を取り入れています。子どもたちの「福祉のこころ」の醸成には、多様な体験学習の機会が必要であり、体験学習のメニューやキャップハンディ体験や施設訪問のほかに、地域活動と連携した体験の場づくり（地域での共同作業的ボランティア活動・・・スノーバスターなど）を進める必要があります。これにより子どもの福祉教育の推進に合わせて、地域での福祉意識の醸成や地域住民の活動参加が一体的に図られることから、学校と地域とをコーディネートする社会福祉協議会（ボランティア活動センター）の活動を中心としながら進めていきます。

○地域福祉活動コーディネーター（CSW）の育成

福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うためには、地域の生活・福祉課題を把握し、その個別課題について、行政や社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、自治会、民生委員・児童委員などの関係機関・団体等のネットワークにより、支援の内容や方法などを検討するとともに、公的なサービスとインフォーマルな福祉活動とを繋ぎ、具体的な支援に結びつける「コミュニティソーシャルワーク機能」を担うことができる地域福祉活動コーディネーターを育成することと、この仕組みを地域福祉に関わる関係者が理解していくことが必要です。

これまで、社会福祉協議会や高齢者福祉、障がい者福祉など地域福祉に関係する職員を中心に地域福祉活動コーディネーターの研修を行い、育成を進めて来ましたが、これからは組織や地域の中での位置付けを整理し、活動の場を創出していくことも検討していきます。

※「ワンストップの福祉サービス」でも一部の内容を記述。

○ボランティア活動の推進

社会福祉協議会では、ボランティア活動センター（ちょボラ内）を設置しており、住民のボランティア活動に関する関心を深めるとともに、ボランティア養成、地域福祉活動を支える人材やリーダー育成の取組の推進を行います。遠野市ボランティア連絡協議会との協働により、単なるボランティア活動の拠点にとどまらず、制度横断的な福祉の情報発信の中核基地、コミュニティ施設としての機能を発揮し、ボランティアを必要とする方とボランティアをしたい方を結びつけるなど特性を活かした多様な対応が期待されます。

また、地域の社会福祉法人や福祉サービス事業者などの福祉関係者においては、団体自らのボランティア活動への参加やボランティア活動の受け入れを期待します。

なお、交通弱者、買い物弱者支援については、行政による総合交通対策などでは対応できない細やかな部分を福祉的側面から新たなサービスとして創出することが求められており、市・社会福祉協議会で引き続き検討していきますが、地域ボランティアによる協力も得ていく必要があります。

4 安心安全な福祉によるまちづくり

○権利擁護の周知と利用促進

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、必要とするサービスを受け、犯罪や消費者トラブル等の被害者とならないよう安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や相談、助言などの援助とともに、本人が有する財産や様々な権利を保護する必要があります。

社会福祉協議会では、日常の金銭管理や福祉サービスの利用に必要な契約手続を援助するために、日常生活自立支援事業を行っているほか、本人の判断能力の程度に応じて、財産管理や権利行使を代行するため、家庭裁判所が後見人等を選任する成年後見制度では「法人後見」の受任をしています。親族等が家庭裁判所へ成年後見等の申立てができない事例では、市（市長）が申立てを行うことができます。

このような権利擁護の取組を広く周知するとともに、必要な方への利用促進を図っていきます。

また、虐待やDVについては、関係機関等との連携により虐待防止、早期発見・対応に取り組めます。

○心のケアと自殺予防の支援

自殺の背景は様々であり、複雑にからみあっていますが、自殺をする方の多くは死の前に「SOS」を出していると言われ、現代社会の様々なストレスから心の病にかかる人が増えていることも関連性として考えられています。このことから前期地域福祉計画では「心のケア推進プラン」により「心の健康づくり」に取り組むとともに、

支援者となるゲートキーパーと傾聴ボランティアの養成とボランティア団体の育成支援を行ってきましたが、今後も継続して取り組んでいきます。

※傾聴ボランティア 高齢者や大震災の被災者など悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで相手の心のケアをする活動。カウンセリングと異なり、原則的に問題解決のためのアドバイスなどは行わない。

※ゲートキーパー 「命の門番」と呼ばれる支援者で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る人のこと。

○生活困窮者の自立支援の推進

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い方の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、平成 27 年度から「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者への自立支援の取組が始まりました。市で生活保護の適正実施を図るほか、生活困窮者への支援については社会福祉協議会に「自立生活相談窓口」を委託し実施しています。

生活困窮に至る要因は対象者により様々で、必要とされる支援内容も多種多様であり、世帯に子どもがいる場合には、子どもの貧困対策も意識して対応していかなければなりません。

公的サービスによる支援だけでは十分とは言えず、社会福祉協議会では市民から寄付された食品等の中から困窮者へ現物給付による一時的な支援を行う「フードバンク事業」を立ち上げたほか、従来からの一時的な資金需要に対する「たすけあい更正資金」の貸付や低所得世帯等の生活安定と経済的自立を図ることを目的とした「生活福祉資金」の貸付を実施しています。

また、就労弱者（就労困難な社会的弱者）への対応は、就労意欲の喚起から始まり、必要とされる職業訓練の機会確保や関係機関、民間企業の協力を得ながら、職場体験、職場実習機会の提供などの体制を整備していきます。

○ユニバーサルデザインと心のバリアフリー

地域では、出生間もない乳児から高齢者、何らかの生活上の障がいを抱える人が同時に生活をしており、高齢者はもちろん、多様な人々が利用しやすいよう、まちづくりや生活環境を整えていくユニバーサルデザインの考え方を一層推進する必要があります。バリアフリー化には、公共交通機関、公共施設、住宅・建築物等のハード面の整備と、それらの運営に携わる人の対応や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供等のソフト面とが一体となった総合的な取組に加え、地域住民の誰もが自然に支え合うことができるように「心のバリアフリー」を推進していきます。

○遠野健康福祉の里運営審議会委員名簿

(任期：H26. 7. 1～H28. 6. 30)

選出区分	No	推薦機関団体等	役職	氏名	備考
保健、医療、福祉活動等に関する団体及び機関 (17人)	1	遠野市学校保健会	理事	多田 功一	
	2	遠野市保健推進委員協議会	会長	宮守 典子	
	3	遠野市食生活改善推進員団体連絡協議会	副会長	菅原 洋子	
	4	遠野市医師会	副会長	菊池 俊彦	
	5	遠野歯科医師会	会長	田中 昭彦	
	6	花巻市薬剤師会	副会長	菊池 佳代	
	7	岩手県立遠野病院	事務局長	海沼 建司	
	8	遠野市民生児童委員協議会	会長	菊池 一晃	
	9	遠野市社会福祉協議会	会長	臼井 悦男	
	10	遠野市身体障害者福祉協会	会長	佐藤 吉美	
	11	遠野市手をつなぐ育成会	会長	菊池 昭夫	
	12	遠野市精神障がい者家族会	監事	常川 律子	
	13	介護保険・障がい者施設代表 (社会福祉法人とおの松寿会)	特別養護老人ホーム遠野長寿の郷施設長	菊池 浩之	
	14	介護保険・障がい者施設代表 (医療法人社団敬和会)	老人保健施設とおの事務長	村井 敏明	
	15	介護保険・障がい者施設代表 (社会福祉法人睦会)	社会福祉法人睦会理事長	新里 佳子	会長
	16	介護保険・障がい者施設代表 (社会福祉法人ともり会)	特別養護老人ホームみやもり荘施設長	伊藤 長	職務代理
	17	釜石広域介護支援専門員連絡協議会	副会長	湊 拓也	
教育、産業、地域活動等に関する団体及び機関 (5人)	18	遠野商工会	事務局長	齊藤 茂	
	19	遠野市老人クラブ連合会	会長	菊池 秀智	
	20	遠野市地域婦人団体協議会	会長	海老 糸子	
	21	遠野市区長連絡協議会	会長	内舘 充幸	
	22	遠野市シルバー人材センター	理事	藤田 一男	
関係行政機関の職員 (3人)	23	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	所長	藤尾 修	
	24	遠野警察署	署長	佐藤 義信	
	25	釜石公共職業安定所遠野出張所	所長	中村 潤	

第3期遠野市地域福祉計画

平成28年3月発行

発行 遠野市

編集 遠野市健康福祉部健康福祉の里福祉課

〒 028-0541

岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4-1

電話 0198-62-5111

FAX 0198-62-1599